

不特定かつ多数の者が利用する緑地及び広場については、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう配慮することが望ましい。また、利用者のために併せて整備される駐車場等についても、高齢者、障害者等の利用の観点からその配置について配慮することが望ましい。その際には、**都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】³⁾**を参考にすることができる。なお、幼児や児童も含めて、不特定かつ多数の者の利用が見込まれる場合における転落防止柵の構造形式や諸元等については、必要に応じて**【施】第4章 14.8 親水性護岸及び【施】第4章 5 親水性防波堤**を参考とすることができる。

(2) 震災復興拠点

当該施設は、レベル二地震動作用後に港湾及びその周辺地域の復旧並びに復興に資する拠点として利用するものであり、物資輸送や避難地といった目的に応じ、適切な諸元を設定するものとする。具体的には、輸送されてきた緊急物資の仕分けや一時保管、緊急物資を輸送する手段（ヘリコプター、トラック等）の駐車スペース、背後の市街等からの避難者のための避難地等について、利用形態を適切に想定した上で、必要な設備及び面積等を設定することを標準とする。なお、必要な設備及び面積の設定の詳細については、**臨海部防災拠点マニュアル⁴⁾**を参考にすることができる。

(3) 主たる作用がレベル二地震動の偶発状態

レベル二地震動に関する偶発状態に対して、修復性を確保する。ただし、ここでいう修復性は、レベル二地震動の作用後に当該設備に必要とされる機能に関する要求性能であり、当該設備が通常時に必要とされる本来の機能に関するものでない。

修復性の確保には震災復興拠点として利用する上で必要な液状化対策等が想定されるが、レベル二地震動に対する地盤の液状化の検討においては、救援・復旧活動が円滑に実施するために必要な施設や周辺の利用状況等を考慮した総合的な検討に基づき、液状化対策の手法及び実施の必要性について判断する。

【参考文献】

- 1) 日本公園緑地協会：都市公園技術標準解説書，2016.
- 2) 運輸省港湾局監修，港湾空間高度化センター：港湾緑地の植栽設計・施工マニュアル，1999.
- 3) 国土交通省：都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】，2012.
- 4) 国土交通省港湾局：臨海部防災拠点マニュアル【改訂版】，2016.